

# 一般社団法人 鳥取大学医学部医師会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取大学医学部医師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、医道の高揚、医学及び医療の発達普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学及び医術の研究教育に対する助成に関すること。
- (2) 学術講演会、研究会等を開催し、最新医学の普及及び充実並びに医療技術の向上を図ること。
- (3) 地域社会の公衆衛生及び保健活動に協力すること。
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）医学部、鳥取大学医学部附属病院及びその他鳥取大学の学部等に在籍する医師で、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、この場合は、その会員に対し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 医師の倫理に違反し、会員又はこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 会員が日本医師会又は鳥取県医師会の会員資格を喪失したとき。

(会員の責務)

第11条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この法人の定款を遵守し、その秩序を維持するように努めなければならない。

(表 彰)

第12条 会長は、この法人のために著しい功績をあげた者に対し、理事会の決議を経てこれを表彰することができる。

(会費等の不返還)

第13条 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更の承認
- (2) 経費の分賦収入方法
- (3) 重要な財産の取得、管理方法及び処分
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 理事及び監事の選任又は解任

- (7) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (8) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (9) 定款の変更
- (10) 解散及び残余財産の処分
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### （開 催）

第16条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### （招 集）

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内にこれを招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、総会を構成する会員に対し、総会の開催の日の5日前までに、総会の目的、日時及び場所について書面をもって通知しなければならない。

#### （議 長）

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

#### （議決権）

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

#### （決 議）

第20条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### （書面による議決権の行使）

第21条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について必要事項

を記載した書面をもって決議し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第5章 役員及び顧問

(役員 の 設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以内(会長及び副会長を含む。)

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち1名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は相互にこれを兼ねることはできない。

3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事 の 職務 及び 権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、副会長は会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務執行に係る職務を代行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち

最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が理事又は監事に就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員報酬)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事又は監事に鳥取大学の職員以外の者が就任したときは、その職務執行の対価として、総会の決議により別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

#### (役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、総会員の議決権の3分2以上に当たる多数をもって行う。

#### (顧問の設置)

- 第30条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、この法人の運営について会長の相談に応じ、助言する。
  - 4 顧問の任期は、顧問を委嘱した会長の残任期間とする。

## 第6章 理事会

#### (構成)

- 第31条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長及び副会長の選定及び解職

#### (理事会の開催)

第33条 理事会は、毎事業年度5月及び3月に開催するほか、必要に応じて開催する。

#### (招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
  - 3 理事会の招集は、理事会を構成する理事に対し、理事会の開催の日の5日前までに、開催の目的、日時及び場所について書面をもって通知しなければならない。

ならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事及び監事が記名押印する。

(理事会への報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告については、適用しない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、会長がこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し、その方法は、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長

が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

（解 散）

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の分配）

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第47条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、鳥取大学に贈与するものとする。

## 第9章 事 務 局

（事務局）

第48条 この法人に、本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第10章 公 告 の 方 法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 情 報 公 開 及 び 個 人 情 報 の 保 護

（情報公開）

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、

運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会及び総会の決議により別に定める。  
(個人情報保護)

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会及び総会の決議により別に定める。

## 第12章 補 則

(委 任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は北野博也、最初の副会長は豊島良太とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。